

委託契約書(案)

徳島県(以下「甲」という。)と〇〇〇〇〇〇〇〇(以下「乙」という。)とは、業務の委託について、次のとおり契約を締結する。

(委託業務の目的)

第1条 甲は、次に掲げる業務(以下「委託業務」という。)を乙に委託し、乙は、これを受託する。

- (1) 委託業務名 令和7年度鳥獣被害予防推進事業(集落アンケート調査)分析業務
- (2) 委託業務内容 別添の令和7年度鳥獣被害予防推進事業(集落アンケート調査)分析業務
仕様書(以下「仕様書」という。)のとおり

(委託業務の内容)

第2条 乙は、別添の仕様書により、委託業務を実施するものとする。

2 乙は、仕様書に定めのない細部の事項については、甲の指示を受けるものとする。

(委託期間)

第3条 委託期間は、契約締結日から令和8年3月31日までとする。

(委託料)

第4条 委託料は、金〇〇〇〇〇〇〇〇円とする。

(うち消費税及び地方消費税金〇〇〇〇〇〇円)。

2 前項のうち消費税及び地方消費税の額は、消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定に基づき、委託料に110分の10を乗じて得た額である。

(契約保証金)

第5条 契約保証金は、免除する。

(委託業務の調査等)

第6条 甲は、この委託業務の処理状況について、隨時に調査し、必要な報告を求めることができるとともに、委託業務の実施について必要な指示をることができる。

(委託業務の内容の変更)

第7条 甲は、この契約締結後の事情により、委託業務の内容の全部又は一部を変更することができる。この場合において、委託料、委託期間又は重要な委託業務内容を変更する必要があるときは、甲乙協議して書面によりこれを定めるものとする。

(委託業務の完了報告)

第8条 乙は、委託業務が完了したときは、速やかに甲の指示する様式による委託業務完了報告書に成果物を添えて、甲に提出しなければならない。

(検査等)

第9条 甲は、前条の委託業務完了報告書の提出を受けたときは、10日以内に、乙の係員の立ち会いの上、検査しなければならない。

2 甲は、前項に規定する検査の結果、甲の責めに帰すべき事由を除き、不適正であると認められる

ときは、乙に対して、期日を指定して補正を命じができるものとする。

3 乙は、前項の補正を命じられたときは、甲の指示により補正を行い、甲の再検査を受けなければならぬ。

(委託料の支払)

第10条 乙は、前条第1項又は第3項に規定する検査の結果、委託業務の成果が契約内容に適合していると認められたときは、甲に対して委託料の支払の請求をするものとする。

2 甲は、乙から適法な支払の請求があったときは、その日から起算して30日以内に委託料を乙に支払うものとする。

(前金払)

第11条 甲は、乙から委託料について前金払の請求があった場合において、その必要があると認めるときは、乙の請求により委託料の全部又は一部を前金払することができる。

(契約不適合責任)

第12条 甲は、委託業務の完了後、成果物が品質に関して契約内容に適合しないこと（以下「契約不適合」という。）があることを発見したときは、甲は、期日を指定して乙にこの契約不適合の修補を行うことを請求することができる。ただし、契約不適合が甲の責めに帰すべき事由による場合は、この限りではない。

2 前項に規定する乙が修補を行う、又は損害賠償に応じる期間は、甲が契約不適合を知った日から起算して1年間とする。

(再委託等の禁止)

第13条 乙は、委託業務の全部又は一部の処理を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ、甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

(権利義務の譲渡等)

第14条 乙は、この契約に係る権利若しくは義務又は契約の目的を、いかなる方法をもってするを問わず、第三者に譲渡し、承継し、一括して下請若しくは委任し、又は担保に供してはならない。ただし、書面により甲の承諾を得た場合又は信用保証協会及び中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の3に規定する金融機関に債権を譲渡する場合にあっては、この限りでない。

2 前項ただし書により、乙が売掛債権を譲渡した場合、甲の乙に対する弁済の効力は、徳島県会計規則（昭和39年徳島県規則第23号）第36条に基づき、徳島県会計管理者が総括店又は代理総括店に支払通知を行った時点で生じるものとする。

(契約解除等)

第15条 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、催告をすることなく、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 乙が、委託期間内に委託業務を完了する見込みがないと明らかに認められるとき。
- (2) 乙が、正当な理由がなく契約を履行しないとき。
- (3) 契約の締結又は履行について不正の行為があったとき。
- (4) 契約の履行に当たり甲の指示に従わなかったとき、又はその職務を妨害したとき。
- (5) 契約条項に違反したとき。
- (6) 乙が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）若しくは暴力団員（同条第6号に規定する

暴力団員をいう。以下同じ。) であるとき、又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者であるとき。

- 2 前項の規定により、この契約を解除した場合において甲に損害があるときは、甲は乙に賠償を請求することができる。
- 3 甲は、第1項の規定により、この契約を解除した場合において、委託業務の完了部分のうち分割して承認しても利益があると甲が認める部分については、検査の上、当該検査に合格した部分の承認を行い、承認した完了部分に相応する委託料を乙に支払うものとする。
- 4 乙は、第1項の規定により契約を解除されたことにより生じた損害の賠償を、甲に請求できないものとする。

(損害賠償)

第16条 乙は、その責めに帰する理由により委託業務の実施に関し、甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(個人情報の保護)

第17条 乙は、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。

(秘密の保持)

第18条 乙は、委託業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

(疑義等の決定)

第19条 この契約に定めのない事項又はこの契約に関し疑義が生じたときは、甲と乙とが協議して定めるものとする。

(その他)

第20条 前各条によるほかは、徳島県契約事務規則（昭和39年徳島県規則第39号）による。

この契約の締結を証するため、この契約書2通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和7年 月 日

甲 徳島県
徳島県知事 後藤田正純

乙 ○○○○○
○○○○○

令和7年度 鳥獣被害予防推進事業（集落アンケート調査）分析業務仕様書

1 業務の目的

徳島県における現行の第二種特定鳥獣管理計画である「第5期徳島県イノシシ適正管理計画」及び「第5期徳島県ニホンジカ適正管理計画」並びに「第3期徳島県ニホンザル適正管理計画」においては、管理目標の指標の一つに「農業被害程度の軽減」を設定している。具体的には、県内の集落代表者等に対して実施した農業被害の程度に関するアンケート調査に基づき、「農業被害の程度が“深刻”及び“大きい”集落の割合を15%以下にする」というものである。

本業務では、集落単位で「鳥獣被害の実態」や「鳥獣被害対策の実施状況」等を調査し、その結果をこれまで蓄積してきた捕獲数や生息密度の情報、農作物被害額等のデータと統合して総合的に分析することにより、次期計画の策定準備を進めるとともに、効果的・効率的な防除対策や捕獲対策に活用することを目的とする。

2 業務内容

（1）調査結果の分析

受託者は、委託者が集計及びExcel形式で入力したアンケート結果について、「令和6年度 鳥獣被害予防推進事業（集落アンケート調査）実施業務」で得られた報告内容と比較ができるよう、県がこれまでに蓄積してきた「捕獲数」や「生息密度」等のデータと統合し、総合的に分析を行うこと。

なお、次の内容については、分析のうえグラフ化または図示化すること。

- ① 市町村別のアンケートの配布・回答状況
- ② 鳥獣種別の農業被害程度ごとの集落割合
- ③ 鳥獣種別の農業被害が「深刻」「大きい」と回答した農業集落件数
- ④ イノシシ、ニホンジカ、ニホンザルの生息数の増減、被害状況、農業被害の増減
- ⑤ 農業被害程度の経年変化（R2、R3、R6及びR7）
- ⑥ 鳥獣種別の対策実施状況とその効果
- ⑦ イノシシ、ニホンジカ、ニホンザルの被害程度と捕獲頭数の関係
- ⑧ イノシシ、ニホンジカ、ニホンザルのメッシュごとの捕獲数及び被害程度
- ⑨ ①～⑧項目別の考察及び調査全体の取りまとめ

（2）分析結果のフィードバック資料の作成及び印刷（1,200部）

受託者は、（1）の結果を集落代表者等にフィードバックするための資料の内容についてニホンジカ、イノシシ、ニホンザルの3種別に記載し、令和6年度の結果報告資料と同等のグラフや図を用いた明解な資料の原案を作成すること。

また、委託者との協議により完成した資料については、1,200部を印刷し、委託期間内に委託者に納品すること。

(3) 報告書の作成

受託者は、(1)の結果を踏まえて、調査報告書を作成すること。次期の第二種特定鳥獣管理計画に反映させることを前提に、鳥獣被害対策に関する課題抽出等について分析を行うこと。

3 委託期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

4 委託上限額

金2,000,000円以内（消費税及び地方消費税を含む）

5 成果品

受託者は、委託業務終了後、速やかに委託業務完了報告書（指定様式）と合わせて成果品を提出すること。

(1) 実績報告書 一式

分析結果、フィードバック資料、その他委託者が指示するもの

(2) CD-ROM等の電子記録媒体 1枚

分析結果のシェーブファイル及びエクセルファイル、フィードバック資料の元データ等

(3) 提出期限及び提出先

成果品は、令和8年3月31日までに、徳島県農林水産部鳥獣対策・里山振興課に提出するものとする。

6 その他

(1) 分析データについては、県の求めに応じて、随時報告を行うこと。

(2) 契約履行過程で生じた成果物、制作物等の全ての著作権（著作権法第27条及び第28条の権利を含む）は、徳島県に帰属する。

(3) 委託業務の推進にあたっては、実施内容を事前に協議するなど、徳島県との緊密な連携の下、迅速かつ効率的・効果的な遂行を心掛けること。

(4) この仕様書に定めのない事項については、必要に応じ徳島県と協議のうえ処理するものとすること。

(5) 本業務の委託業務完了報告において、受託者から外注先への支出を確認できる書類を求める場合があること。

令和7年度 鳥獣被害予防推進事業(集落アンケート調査)分析業務 概要書

委託経費内訳表

費目	工種	数量	単位	単価	金額	明細番号	摘要
直接費 計	業務打合せ等	1.00	式			1	
	調査結果の分析・作図等	1.00	式			2	
	分析結果通知資料の作成・印刷	1.00	式			3	
	報告書作成等	1.00	式			4	
間接費 計		1.00	式				
委託価格 計							
消費税等相当額							
委託費 計							

明細表

No. 1 業務打合せ等

番号	名 称	種別・形状寸法	数 量	単位	単 価	金 額	単価番号	摘要
1	業務打合せ		2.00	回				
2	工程作成・管理		1.00	式				
3	諸雑費			%				
4								
5								
6								
7								
8								
9								
10								
11								
12								
13								
14								
合 計			1.00	式				
			1.00	式				

明細表

No. 2 調査結果の分析・作図等

番号	名 称	種別・形状寸法	数 量	単位	単 価	金 額	単価番号	摘要
1	調査結果の分析・作図等		1.00	式				
2	諸雑費			%				
3								
4								
5								
6								
7								
8								
9								
10								
11								
12								
13								
14								
合 計			1.00	式				
			1.00	式				

明細表

No. 3 分析結果通知資料の作成

番号	名 称	種別・形状寸法	数 量	単位	単 価	金 額	単価 番号	摘 要
1	分析結果通知資料の作成		1.00	式				
2	分析結果通知資料の印刷費		1,200.00	枚				通知文、資料2枚程度(カラー)
3	分析結果通知資料の郵送料		1.00	式				ゆうパック25kg未満、100サイズ
4	諸雑費			%				
5								
6								
7								
8								
9								
10								
11								
12								
13								
14								
合 計			1.00	式				
			1.00	式				

明細表

No. 4 報告書等作成

番号	名 称	種別・形状寸法	数 量	単位	単 価	金 額	単価番号	摘要
1	報告書等作成		1.00	式				
2	諸雑費			%				
3								
4								
5								
6								
7								
8								
9								
10								
11								
12								
13								
14								
合 計			1.00	式				
			1.00	式				

別記

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報（個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、この契約による事務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(収集の制限)

第3 乙は、この契約による事務を行うために個人情報を収集しようとするときは、その事務の目的を明確にし、当該目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ適正な手段により収集しなければならない。

(適正管理)

第4 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報について、漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(目的外利用及び提供の禁止)

第5 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を、契約の目的以外の目的のために利用し、又は第三者に提供してはならない。ただし、甲が指示又は承諾したときは、この限りでない。

(複写又は複製の禁止)

第6 乙は、この契約による事務を行うため甲から提供を受けた個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。ただし、甲が指示又は承諾したときは、この限りでない。

(再委託の禁止)

第7 乙は、この契約による個人情報を取り扱う事務については、第三者に委託してはならない。ただし、甲が承諾したときは、この限りでない。

(資料等の返還)

第8 乙は、この契約による事務を行うため甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、この契約の終了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときはその指示に従うものとする。

(従事者への周知)

第9 乙は、この契約による事務に従事している者に対し、在職中及び退職後においても当該事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこと等、個人情報の保護に関し必要な事項を周知させなければならない。

(調査)

第10 甲は、乙がこの契約による事務を行うに当たり、取り扱っている個人情報の状況について、隨時調査することができる。

(事故報告)

第11 乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

(参考様式)

受理日付印

委 託 料 請 求 書

請求日 令和 年 月 日

徳島県知事 殿

請求者所住

氏名
(法人名及び代表者名)

摘要		要
委託業務名	令和7年度鳥獣被害予防推進事業（集落アンケート調査）分析業務	
委託金額		
委託年月日		
完了承認年月日		
委託金支払額	既受領額	
	今回請求額	
	残額	
請求区分	1 精算	2 前金

口座振込先
金融機関名 () 店舗名 ()
預金種別 (1 普通 2 当座 9 その他)
口座番号 (右づめ)

口座名義 (カタカナ書き)
()

発行責任者及び担当者

氏名	連絡先
発行責任者	
担当者	

(様式第1号)

令和 年 月 日

徳島県知事 殿

(受託者) 会社名
代表者名

委託業務完了報告書

委託業務が完了したので、次のとおり報告します。

1 委託業務名

令和7年度鳥獣被害予防推進事業（集落アンケート調査）分析業務

2 契約年月日

令和 年 月 日

3 委託期間

令和 年 月 日から令和 年 月 日まで

4 完了年月日

令和 年 月 日

5 委託料の額

金 円

6 添付書類

7 担当者の氏名、連絡先

氏名

連絡先